

○環境汚染業省令第一号

- 1 附則（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

手続に付隨する措置に関する法律施行規則別記様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第五十条（同法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）及び第八十条第二項の規定並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

卷之三

経済産業大臣
環境大臣
伊藤信太
齋藤

改正後

改正前

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正
第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

（引取業者の標識の掲示）
第四十九条 （略）
改
正
後
法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
3 2
（略）
（新規）
（引取業者の標識の掲示）
第四十九条 （略）
改
正
前

3 法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

3 // 2
法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(略)
2
(新規) (略)

3 法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(新規)
(準用)

第五十四条
(略)

第五十四条
(準用)
(略)

3 2
法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(略)

2
(新規)
(略)

一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第五十九条 (略) (解体業者の標識の掲示)

3 || 2
法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(略)
2 (新規) (略)

一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第六十五条 (準用)
(略)

3 2 法第七十二条において準用する法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第六十五条 (情報通信の技術を利用する方法)

一 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実にない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

2 (略)

（使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用する方法とするとする。）

第二条 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第四号）の一部を次のように改する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて

当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第六条において同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 (略)

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて

当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

第六十五条 (準用)
(略)

2 (新規)

第六十五条 (情報通信の技術を利用する方法)

一 磁気ディスク、シードイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておこことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

2 (略)

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて

当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 (略)

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて

当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。